

昭和二十三年七月十五日

外 務 次 官 印

厚 生 省 訓 中

全国工場事業場内機械施設調査に關する件  
 今般連合軍総司令部民間財産管理部より七月二日附覚書を以て全国  
 の工場、事業場内にある機械施設であつて、(1)掠夺財産(2)連合國財  
 産(3)日本軍占領地において生産された財産の三項に關して全面的に  
 調査し、その工場責任者の誓約附報告書の提出を指令された。  
 調査の要領については目下總司令部と交渉中であるが、現在まで  
 に明らかとなつた点は左の通りである。  
 一、調査の対象となるものは、右頁誓約附文書第二号として添附して

ある商工省編纂工業新聞社発行「全国工場通覽」(二十二年度)  
 であるが、總司令部としては同書の最新版によるべしとの意向で  
 あるので、工場数約十方に及ぶと思われる。この外、なお同書に  
 は記載がないが、全国の実業学校、研究所、官公廳事業場等、苟  
 しくも機械設備(電話機、ミシン、タイプライター、写真機の例)  
 を有する一切のものはこの対象となる。  
 二、如上の工場、事業場、学校、研究所であつて、掠夺財産、連合國  
 財産、日本軍占領地において生産された財産の三項にわたるもの  
 はすべて報告の必要があるが、なおこの三件に該当するものがた  
 とえ無くとも、無い旨を記載し、工場責任者の署名したものを提  
 出せねばならないのである。  
 三、但し賠償工場中、既に總司令部に報告済みの分(四百三工場)は  
 改めて報告する必要はないが、その他のものは之を行うこと。  
 但し申告済のものはその旨明記すること。

本調査の範囲に入る工場は  
 ①に示した通り  
 ②は除外

四期限は本覚書においては八月三十日となつておるが、約一ヶ月余は延期され得る見込である。

五報告は英文及日文の双方を以て記入されねばならない。その他実施上の細目が決定次第報告用紙添附更に別便を以て御通知申上げるか差当り至急貴省の直接所管の工場、研究所、機械を使用する学校の有無及其の概数を御回答願いたい。

退て民間工場及私立学校等に付ては都道府縣廳において行方予定である。(附 總司令部覚書S O A P I 一九一七)

本信送付先

官内府、總理廳官房賞勳局、恩給局、印刷局、統計局、厚生省、引揚援護廳、臨時人事委員會事務局、逓信省、大藏省、農林省、商工省、建設省、労働省、運輸省、文部省、経済安定本部、行政調査部、行政管理廳、賠償廳、特別調査部、物價廳、法務廳、檢察廳、最高裁判所事務局、會計検査院事務局、衆議院事務局、參議院事務局、公正取引委員會事務局、

統計委員會事務局、地方財政委員會事務局、中央災害救助対策協議會事務局、俘虜情報局、中央行政監察委員會事務局、新聞出版用紙幣事務局、石油公團、肥後公團、産業復興公團、貿易公團、船舶公團、價格調査公團

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS  
APO 500

AG 386.6(2 Jul 48)CPC/LP  
SCAPIN 1917

2 July 1948

MEMORANDUM FOR: JAPANESE GOVERNMENT

SUBJECT: Reporting of Looted and United Nations  
Property

1. Reference is made to the following memoranda to the Japanese Government from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers:

a. File AG 386.3(19 Apr 46)CPC, SCAPIN 835, 19 April 1946, subject, "Impounding and Reporting of Looted Property.";

b. File AG 386.6(25 Jul 46)CPC/FP, SCAPIN 1683, 25 July 1946, subject, "Custody, Shipment and Storage of Looted Property";

c. File AG 410.2(7 Apr 48)CPC/FP, SCAPIN 1878, 7 April 1948, subject, "Property Produced in Occupied Areas."

2. Reference is also made to memorandum for the Central Liaison Office, file 413(30 Jan 48)CPC/FP, 30 January 1948, subject, "Looted Property and United Nations Property on Reparations Inventory," from General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Civil Property Custodian.

3. Inclosure 2 is a book prepared by the Japanese Ministry of Commerce and Industry, "Directory of Factories in Japan," 1947 edition.

4. The inclosed report form (Inclosure 1) will be filled out under the surveillance of the Japanese Government and will be submitted to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers by every plant listed in Inclosure 2 and all other plants in Japan

not

裏  
面  
白  
紙

not listed therein, except those plants designated for reparations, which have already submitted report on looted property and United Nations property in accordance with memorandum referred to in paragraph 2 above. The report form and oath will signed by the managing head of each plant.

5. The required report will list all machinery and equipment in possession of the above plants which was obtained from areas occupied by the former Japanese armed forces during the period July 1937 through August 1945, and is located in Japan at the present time and property owned in Japan by United Nations nationals on 7 December 1941. Machinery and equipment produced in areas occupied by the former Japanese armed forces will also be reported in accordance with reference 1c above.

6. The required reports from the factories will be submitted to the Japanese Government, who in turn will submit them to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers by 30 August 1948.

FOR THE SUPREME COMMANDER:

A.G. Rehe  
for R.N. Levy  
Colonel, AGD  
Adjutant General

2 Incls  
1. Report Form  
2. Directory of Factories in  
Japan (for addresses only)

Received: 6 July 10.10 a.m.  
Shukan : C.P.B.  
Copy : Chokan  
Jicho  
1.2.3. Bucho  
1G  
2P

裏  
面  
白  
紙

The following report will be rendered on looted property, United Nations property and property produced in areas occupied by the Japanese armed forces during the war:

1. Name of company reporting:
2. Plant:
3. Address:
4. Year plant started operations:
5. Products manufactured:
  - a. Before 1937:
  - b. Between 1937 and 1945:
  - c. After 1945:
6. If plant has ever been under Japanese Government control since 1937, list dates:
7. Attach list giving following information on each piece of machinery and equipment purchased, leased, rented, borrowed, or otherwise obtained from Japanese and foreign government agencies, private companies or individuals or from any other source, between 1937 and the present time:
  - a. Name of machine:
  - b. Manufacturer:
  - c. Model or serial numbers:
  - d. Country from which obtained:
  - e. From whom obtained:
  - f. Date obtained:
  - g. Present location:

8.

138

裏面白紙

8. A separate list with the same information as in paragraph 7 will also be attached listing all machines and equipment in the plant's possession which were owned in Japan by United Nations nationals on 7 December 1941.

I vow that the above information is true and correct and that I made a full disclosure of all facts known to me, obeying the dictates of my conscience, telling the truth and adding nothing to the truth.

Signature of Managing Head of Plant \_\_\_\_\_

File \_\_\_\_\_

裏面白紙

SCAPIN第一九一七号覚書に基き總司令部に  
提出する工場報告誓約書記入要領

一、この報告誓約書は昭和二十三年七月二日附SCAPIN第一九一七号覚書「りやく奪財産並に連合國財産の報告に關する件」により各工場（官公廳事業場、研究所、学校等も含む。以下工場と註記してある場合は以上のものも含むと解釈されたい。）につき提出するよう指令をうけたものである。

二、この報告誓約書は外務省特殊財産局を経て總司令部民間財産管理組（CPG）へ提出するものである。

提出は当該に九月十日迄に提出せられたい。なお報告用紙は八月上旬頃印刷出来る予定である。

三、各工場は現に保有している一切の機械又は施設の各部について以下に説明する（りやく奪財産、（一）連合國財産及び（二）日本軍占領地において生産された財産に該当するものの有無（無ければ各欄になしと明記すること）及び有るとすれば該当物件一個毎に附表

細目とその入手経路原因（購入、担保、質貸借、賃借を含む）を明示すること。その場合入手先が日本政府あるいは外國政府の代行機関であらうと又民間会社、個人その他であらうとそれは問はない。

四、ここに言うりやく奪財産とは、「日本軍隊の占領せる地域において法令の規定に依りたると否とに拘らず昭和十二年七月七日以降強制、没收、剝奪又はりやく奪に依り取得されたもの」（昭和二十一年四月十九日附總司令部覚書、同年内務省令第二十五号）である。

四、日本軍の占領地域で贈與をうけ、又は軍票乃至現地通貨を支持つて購入されたものも一應りやく奪財産と推定しているから、すべて報告すること但し日本軍占領地域から搬入された財産でそれが正当な取引関係から入手した確証が具体的に呈示出来る場合は別表備考欄に記入証憑書類の写を添附すること。

シンガールミシン十五型記号A B、A F、E A、E B、E C及び一  
 ○三型記号は報告しなればならない。

其連合國財産とは昭和十六年十二月七日において、連合國人（個人及び法人の外、國、行政区劃、公共團體その他の團體）が日本國內において所有又は支配していた一切の財産をいう。（昭和二十年九月十三日附總司令部覺書、同年大藏省令第八〇号）

- (1) 連合國人及び連合國法人（連合國名下記の如し）
- (2) 連合國系本邦法人（連合國系本邦法人名下記の如し）
- (3) 國、行政区劃、公共團體、その他の組合

○連合國名

(1) アフガニスタン (2) アルゼンチン (3) オーストラリア (4) ベルギー (5) ボリビア (6) ブラジル (7) ビルマ (8) 白露ソヴィエト社会主義共和國 (9) カナダ (10) チリ 中華民國 (11) コロンビア (12) コスタリカ (13) キューバ (14) チェコスロバキア (15) デンマーク (16) ドミニカ (17) エカドル (18) エジプト

ト サルバドル エチオピア フランス ギリシヤ ガナマラ  
 ハイチ ホンデュラス アイスランド インド イラン イラク  
 レバノン リベリア ルクセンブルグ メキシコ オランダ  
 ニュージールランド ニカラガ ノルウエー パキスタン パナマ  
 パラガイ ベルギー ポーランド フィリピン サウデアラビ  
 ア シヤム スエーデン シリア トルコ ウクライナソヴィエ  
 ト社会主義共和國 南阿連邦 ソヴィエト社会主義共和國連邦  
 イギリス アメリカ合衆國 ウルガイ ヴェネゼラ イエーメン  
 ユーゴスラビア

○連合國けい日本法人名

(1) 株式会社アンドリュウ商会	(2) 東洋オートスエレベーター株式会社	(3) 日本ハノヴァア石英燈株式会社
(4) 佐久間工業株式会社	(5) 日本ナショナル金銀登錄機株式会社	(6) 日本ポリフオット株式会社
(7) 大日本ユニバーサル映画配給株式会社	(8) 販賣株式会社	(9) 日本アール、ケイ、オート、ラヂオ映画株式会社
(10) 東洋ウエスタン電気株式会社	(11) 日本金銀登錄機株式会社	(12) ハノヴァア化学株式会社
(13) 日本自動車電話機株式会社		



フレザイ同族株式会社  
株式会社フレザイ商會  
米國貿易株式会社  
ペーカー白金株式会社  
リユリ、エンド、コンパニ  
株式會社  
スタンダード船務株式会社  
東洋紙業株式会社  
日本フォード自動車株式會  
社  
日本フォード金融株式會社  
日本ワットソン統計會計機  
械株式會社  
合名會社横濱ダンサン、エ  
ンド、エレナツド、ウオー  
ター、カンパニー  
合資會社東工場  
日本ゼネラル、モーターズ  
株式會社

株式會社エー、ビー、マン  
ニング、エンド、コンパニ  
ー  
ナイ、エス、ナリー株式會  
社  
合資會社マックスウエル商  
會  
合資會社マーチヤンダイズ  
トレーディング、コンパニ  
ー  
ルバート、コックス合資會  
社  
東亞商學株式會社  
日本バークキウム、オイル  
株式會社  
リグレイ株式會社  
高田開墾合資會社  
在日本メソヂスト、エビス  
コバル宣教師社團  
在日本ブレネビナリアン宣  
教師社團

ユニバサリスト宣教師社團  
財團法人東京ユニオンチヤ  
ーチ維持財團  
基督教教育青年會國際委員幹  
事財團  
在日本南フレズ、ピナリア  
ン宣教師社團  
在日本南メソヂスト教會宣  
教師社團  
在日本コンクリゲイシヨナ  
ル宣教師社團  
在日本アメリカ、リボーム  
D宣教師社團  
株式會社セー、ル商會  
株式會社セー、ル、スワン商  
會  
株式會社ダブリューエムス  
トローン商會  
合名會社浪速貿易商會  
株式會社ホスピタルサブ  
ラ  
イ商會

株式會社ムラー、ファイブス、  
エンド、セラース  
材木屋合名會社  
ジェー、カルノ、エンド、  
コンパニ株式會社  
ゼ、スワイヤ合名會社  
ソルター合名會社  
橋合資會社  
帝國船務株式會社  
東洋パブコック株式會社  
ホルト合名會社  
ライジングサン石油株式會  
社  
昭和綿花株式會社  
帝國製糸株式會社  
モーガナイト、カーボン株  
式會社  
國際共同有限會社  
エズラ、グリーン合名會社  
有限會社エ、カメロン商會  
エ、シ、シーム合名會社  
キンリム合名會社

株式會社クーパー、ライ  
ン  
ド、エンド、コンパニ  
ー  
株式會社神戸大阪プレス社  
合同輸出株式會社  
サンマス合名會社  
合名會社ザ、ビル、フアマ  
シー  
ジー、トール、ホテル株式  
會社  
株式會社ゼー、ウイトコウ  
スキー商會  
株式會社テンカニバ子團  
日本レンドラム株式會社  
日本ダンロップゴム株式會  
社  
日本グリーンネルスプリンク  
ラー株式會社  
合資會社パナン、マツケン  
ジー商會  
パーニー合資會社

合資會社万国塗料製造所  
マールカス、ハリス、エンド  
ルイス合名會社  
株式會社マキノ、マツケ  
ンジーエンド、コンパニ  
ー(ジヤパン)リミテツド  
株式會社ユニコ、トレイデ  
ィング、コンパニ  
株式會社レイン、クロフォ  
ード、エンドコンパニ  
ー  
ロビンソン合名會社  
合名會社瓜生商會  
中外合資工業株式會社  
クリフォード、ウイルク  
ン  
ソントンサン鉱泉株式會社  
ローラ、エンド、フォーガ  
ス合名會社  
信興綿花株式會社  
株式會社エ、エツチ、イス  
マルジー商會  
エー、エル、アブデン合資  
會社

エム、ムサボーイ株式会社  
 ダベ、ブラザーズ台名会社  
 東洋輸出台名会社  
 台名会社ハイダラリーエン  
 ド、コンパニ  
 バサンド、エンド、コンパ  
 ニー台名会社  
 ビールマホメット台名会社  
 株式会社モスリー、トレイ  
 デイニング、コンパニ  
 台名会社イー、エム、ダダ  
 ボーイ商會  
 旭日不動産株式会社  
 台名会社神戸ビルディング  
 アソシエーション  
 丹羽株式会社  
 宮部末高台名会社  
 社団法人横浜印度商協會  
 範英台名会社  
 ハウデン台名会社  
 横浜光榮台名会社

社団法人横浜カントリー、  
 エンド、アスレイチング  
 俱樂部  
 日印製糖株式会社  
 株式会社ジャパン、ライセ  
 ヴト、サツドル、コンパニ  
 在日本カナダ合同教会宣教  
 師社團  
 神戸オール、セイインツチ  
 ヤーチ社團  
 社団法人神戸ユニオン、  
 プロテスタント教団維持財  
 團  
 ゼ、オリエンタル土地台名  
 会社  
 オールエン台名会社  
 カール、エンド、ドリウーエ  
 ル台名会社  
 トムス台名会社  
 台名会社グリムウエル商會  
 台名会社ゼームス商會  
 社団法人神戸外國俱樂部

セラース台名会社  
 スタンダード貿易台名会社  
 ランド、エンド、コックス  
 株式会社  
 ロハード台名会社  
 株式会社エム、エス、ウキ  
 ルス商會  
 ジエー、ビー、エム、スチ  
 ベ台名会社  
 グルンソン台名会社  
 エ、エリオン台名会社  
 合資会社ゲー、テコー貿易  
 商會ゼネラル、デイハ  
 ーロツピンコンパニ  
 ライリツプス日本ラヂオ株  
 式会社  
 日清水業添加特許株式会社

六 日本軍の占領地域において生産された財産とは日本軍の占領地域  
 で現地生産されたものをいう。

七 附表「不明のもの」欄にはりやく奪財産、連合國財産、日本軍の  
 占領地において生産された財産の何れに該当するか判らないもの  
 又は何処から日本内に搬入されたかはつきりしないものを記入す  
 る。

八 りやく奪財産で既に總司令部に報告済のものは報告を要しない。  
 これにより産三台第二六五号の第三項は訂正されるものである。  
 九 この報告を怠つたものは、りやく奪財産に關しては二年以上三年  
 以下の懲役又は五千円の罰金に処され、情狀によつては懲役及罰  
 金が併用される連合國財産に關しては三年以下の懲役若は禁錮又  
 は五千円以下の罰金に処される。  
 註 報告用紙の様式は主として民間工場が報告する様に作成せら  
 れてあるから適当に該当欄に記入されたい。

- (4) 所在地の欄には英語式に番地、丁目、町名（字名、大字名、村名）区名（郡名）道府縣名の順に書くこと。
  - (5) 製品の種類の欄には工場の製造又は従事して居る製品の種類を記載するのであるが、官公廳事務場、研究所等はその事業内容等を記されたい。
  - (6) 管理工場の欄は管理工場であるもの、あつたもの例えば陸（海）軍、通信省等の管理工場と明示するのであるが現在に於いては官廳關係施設はこの欄に記載の必要がない。
  - (7) 入手先の欄には入手先のみならず入手経路をも出来る限り詳細に記入すること。
- (8) 本文中に財産とあるのはあく迄機械、施設、部品等のみに限るものである。

145

REPORT TO G.H.Q. S.C.A.P. ON SCAPIN 1917 THROUGH C.P.B.

- 1. Name of Company:
- 2. Plant:
- 3. Address:
- 4. Year Plant Started Operation:
- 5. Products Manufactured:
  - a. Before 1937;
  - b. Between 1937 and 1945;
  - c. After 1945;
- 6. Under Control of Ministry of \_\_\_\_\_, from \_\_\_\_\_ to \_\_\_\_\_

I vow that this report including the accompanying inventory sheet is true and correct and that I made a full disclosure of all facts known to me, obeying the dictates of my conscience, telling the truth and adding nothing to the truth.

Signature of Managing Head of Plant \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

Title \_\_\_\_\_

裏面白紙

ATTACHED LIST

Plant Name	Looted Property	United Nation Property	Property produced in Occupied Area	Origin Unknown
a. Name of Machine or equipment;				
b. Manufacturer;				
c. Model or serial number;				
d. Country from which obtained;				
e. From whom obtained;				
f. Date obtained;				
g. Present location;				
Remark:				

裏面白紙

第一九一七號覺書に基き總司令部に提出する工場報告誓約書  
 REPORT TO G. H. Q., S. C. A. P. ON SCAPIN 1917, THROUGH C. P. B.

(外務省特殊財産局経由)

一、會社名	1. Name of Company		
二、工場名	2. Plant Name		
三、工場所在地	3. Address		
四、工場操業開始年月日	4. Year Plant Started Operations		
五、製品の種類	5. Products Manufactured		
1、昭和十二年以前	a. Before 1937		
2、自昭和十二年 至二十年	b. Between 1937 and 1945		
3、昭和二十年以降	c. After 1945		
六、昭和 年 月 日 迄 省(廳)の管理工場	6. Under Control of Ministry of _____, from _____ to _____		

私は此の報告は下記附表とも真實であり、良心の命ずる所に従ひ、真實を語り、真實に何もつけ加へず、知つて居る限りの事實を述べ申述べました。ここに誓約します。

I vow that this report including the accompanying inventory sheet is true and correct and that I made a full disclosure of all facts known to me, obeying the dictates of my conscience, telling the truth and adding nothing to the truth.

工場責任者署名捺印

Signature of Managing Head of Plant

職名 \_\_\_\_\_ 提出年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日提出

Title \_\_\_\_\_

附 表  
 ATTACHED LIST

厚生省  
 都道府県  
 地方廳整理番號

工場名 Plant Name	掠奪財産 Looted Property	連合國財産 United Nation Property	占領地に於て生産された財産 Property Produced in Occupied Area	不明のもの Origin Unknown
1、機械又は施設の名稱 a. Name of Machine or equipment				
2、製作者 b. Manufacturer				
3、型、記號及番號 c. Model or serial number				
4、どの國から入手したか 誰から又は何會社から 入手したか d. Country from which obtained				
5、From whom obtained				
6、入手年月日 f. Date obtained				
7、現在地 g. Present Location				
備考 Remark				

SCAPIN 第 1917 號電書に基き總司令部に提出する工場報告誓約書 記入要領

外務省特殊財産局  
大蔵省 管理局

- 1、この報告誓約書は昭和 23 年 7 月 2 日附 SCAPIN 第 1917 號電書「掠奪財産並に連合國財産の報告に關する件」により各工場につき提出するよう指令をうけたものである。
  - 2、この報告誓約書は外務省特殊財産局を経て總司令部民間財産管理局 (CPCO) へ提出するものである。これは和文と英文で記入し九月十五日迄に作成の上地方廳宛に提出しなければならない。
  - 3、各工場は現に保有してゐる一切の機械又は施設の各部について。以下に説明する掠奪財産、連合國財産、及び日本軍占領地において生産された財産 (機械施設等) に該當するもの有無、—無ければ各欄に“なし” (英文“none”) と明記すること—有るとすれば該當物件一個數毎に附表にその細目を記入し、特に (ホ) の欄には入手経路 (購入、擔保、賃貸借、貸借等) を明示すること。その場合入手先が日本政府あるいは外國政府の代行機關であらうと又民間會社、個人その他であらうとそれは問はない。
  - 日本軍の占領地域で贈與をうけ、又は軍票乃至現地通貨を支拂つて購入されたものも—應掠奪財産と推定されているからすべて報告すること。但し日本軍占領地域から搬入された財産でそれが正當な取引關係から入手した確證が具體的に呈示出来る場合は別表備考欄に記入し、證據書類の寫を添附すること。
  - この調査では一切の機械施設等が對象となりミツソンの如きも入手経路如何に拘らず該當するものは報告しなければならない。尚ソングーミツソについては、15型、記號AE、AF、EA、EB、EC及び103型記號Cは報告しなければならない。
  - 4、連合國財産とは昭和 16 年 12 月 7 日に於て、連合國人 (個人及び法人の外、國、行政區劃、公共團體その他の團體) が日本國內において所有又は支配してゐた一切の財産をいふ (昭和 20 年 9 月 13 日附總司令部電書、同年大蔵省令第 80 號)
  - 例へば連合國人、連合國法人並に連合國行政區劃、公共團體その他の組合 (宗教團體の如きもの)、日本法人でも連合國人の投資のあつたものを含む。
  - 連合國とは次の五十八ヶ國である。
- |   |
|---|
| (1) アフカニスタン (2) アルゼンチン (3) オーストラリア (4) ベルギー (5) ボリベア (6) ブラジル                 |
| (7) ベルギー (8) 白露ソヴィエト社會主義共和國 (9) カナダ (10) チリ (11) 中華民國 (12) コロンベア (13)         |
| コスタリカ (14) キューバ (15) チェコスロバキア (16) デンマーク (17) ドミニカ (18) エカドール (19) エジプト       |
| (20) サルバドル (21) エチオピア (22) フランス (23) ギリシャ (24) ガチマラ (25) ハイチ (26) ホンチユラ       |
| ス (27) アイスマラツト (28) インド (29) イラク (30) インドネシア (31) レバノン (32) リベリア (33) ルクセンブルグ |
| (34) マキニコ (35) オランダ (36) ニューゼーランド (37) ニカラガ (38) ノルウェー (39) パキスタン (40) パ      |
| ナム (41) パラガイ (42) ペルー (43) ポーランド (44) フリッツベン (45) サウヂアラビヤ (46) シヤム (47) ス     |
| エーデン (48) ウリヤ (49) トルコ (50) ウクライナソヴィエト社會主義共和國 (51) 南阿連邦 (52) ソヴィエト社           |
| 會主義共和國連邦 (53) イギリス (54) アメリカ合衆國 (55) ウルガイ (56) ズエネベラ (57) イエーメン (58) ユ        |
| ーゴスラビア  |
- 5、日本軍の占領地域において生産された財産とは日本軍の占領地域で現地生産された機械施設等をいう。
  - 6、附表「不明のもの」欄には掠奪財産、連合國財産、日本軍の占領地に於て生産された財産の何れに該當するか分らないもの、又は何處から日本内に搬入されたかはつきりしないものを記入する。
  - 7、掠奪財産及連合國財産で既に都道府縣を通じて總司令部に報告済みのものは報告を要しない。
  - 8、該當物件を保有してゐる者でこの報告を怠つた場合は、掠奪財産に關しては昭和 21 年内務省令第 25 號と 47 號により二年以上三年以下の懲役又は五千圓の罰金に處され、情狀によつては懲役及び罰金が併科される、該當物件の移動は一切禁止されてゐる、これに違反したのも同様の處罰をうける。又連合國財産に關しても昭和 20 年大蔵省令第 80 號に罰則の規定がある。
  - 9、「會社名」所屬會社名を英文欄にはローマ字で書くと共にその會社に英譯名あるときは括弧して記入のこと。
  - 10、「工場名」英文欄は會社名記入と同じ。
  - 11、「工場所在地」英文欄には英語式に番地、丁目、町名 (字名、大字名、村名) 區名 (郡名) 都道府縣名の順に書くこと。
  - 12、「製品の種類」工場の製造又は従事してゐる製品の種類、例へば家具、農機具、自動車、工作機械等の如く書くこと。「昭和 12 年以前」とは昭和 12 年 7 月 7 日以前「昭和 20 年以降」とは昭和 20 年 8 月 15 日以降のこと。
  - 13、「管理工場」管理工場であるもの、あつたものは例へば陸 (海) 軍、逓信省、軍需省等の管理工場と明示すること。
  - 14、「工場責任者署名捺印」英文欄には英語式に姓を名の後にローマ字で書くこと、和文欄には自筆署名捺印のこと。
  - 15、「職名」個人經營工場は工場主、その他の工場は工場長、技師長、常務取締役……の如く記入のこと。
  - 16、「入手先」入手先のみならず入手経路をも出来る限り詳細に記入すること。
  - 17、進駐軍地方軍政部よりこの提出状況調査ある場合を考慮し捺としてこの報告誓約書寫 (和英兩文) を配布された提出用紙とは別に各工場に於て作成しておき、何時でも呈示出来るようにすること。
  - 18、該當物件多い場合は附表と同様の別紙を作成し添附する、尚附表最下段に計何枚と記入のこと。